

(証券コード：3969)

2022年6月1日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号  
株式会社エイトレッド  
代表取締役社長 岡本康広

## 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2022年6月16日（木曜日）午前10時                               |
| 2. 場 所  | 東京都渋谷区渋谷2丁目15番地1号<br>渋谷クロスタワー1F<br>株式会社エイトレッド 本社内  |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告<br>及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案   | 取締役5名選任の件  |

以 上

### 【ご来場自粛のお願い】




新型コロナウイルスの感染が拡大しております。  
多くの株主の皆様が集まる株主総会は、「三密」（密集、密閉、密接）  
を避けることが困難であり、集団感染のリスクがあります。  
議決権の行使は、郵送またはインターネットで行っていただき、総会  
当日のご来場は、感染を回避するため、自粛をご検討くださいますよ  
うお願い申しあげます。

なお、株主総会でのお土産につきましても、ご用意はしておりませ  
ん。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ (<https://www.atled.jp/>) にて、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 本総会当日、当社では地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取組みとして、環境省の推進するクールビズスタイルにて株主総会を開催させていただく予定です。当社の役員及び係員は軽装（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、何卒、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
4. 新型コロナウイルスの感染拡大防止と株主様の安全保護のため、当社役員及び株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
5. 感染拡大防止のため、座席の間隔を広げますことから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少致します。そのため会場入場時の混乱を避けるため、入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合は入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいませ、お願い申し上げます。
6. 当日ご出席される場合は、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスク着用等、感染防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
7. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

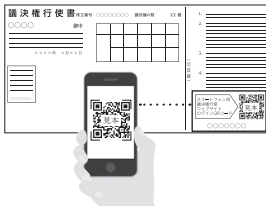
 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年6月16日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p><b>書面（郵送）により議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月15日（水曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p><b>インターネットにより議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月15日（水曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
---	---	--

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## <重複行使のお取り扱い>

インターネットと書面（郵送）の両方で議決権をご行使いただいた場合、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権をご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(提供書面)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、各種政策の効果等により景気の持ち直しが期待されるものの、ウクライナ情勢等により国内外において経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が継続しております。

当社が属するIT業界は、政府によるペーパーレス化や脱ハンコ等のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や新型コロナウイルス感染の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等への働き方の変化により、当社が展開するワークフロークラウドサービスの利用拡大が顕著となっていることや、ワークフローソフトウェアについても需要が拡大し堅調に推移いたしました。

このような状況の中で、当社はワークフローソフトウェアメーカーとして、Webを活用したセミナーの開催及び市場優位性を確保するためのワークフローソフトウェアの機能強化、並びに急速に拡大するクラウドサービス市場のシェア獲得に向けたクラウドビジネスの拡大に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は21億13百万円(前期比9.8%増)、営業利益は9億7百万円(同15.9%増)、経常利益は9億8百万円(同14.9%増)、当期純利益は6億4百万円(同12.8%増)となりました。

なお、当社の事業はワークフロー事業の単一セグメントのため、製品・サービス別の業績の概要を記載しております。

(パッケージソフト)

X-p o i n tは、2027年3月をもって製品サポートが終了することに伴い、新規ライセンス販売が減少したこと等により売上高が減少いたしました。A g i l e W o r k sは、新規販売パートナーの開拓やテレワークや在宅勤務等によるワークフロー需要の拡大等により、導入企業数が増加し売上高が伸びました。その結果、当事業年度のX-p o i n t売上高は3億87百万円(同9.9%減)、A g i l e W o r k s売上高は9億85百万円(同10.4%増)となり、パッケージソフト全体の売上高は、13億73百万円(同3.8%増)となりました。

(クラウドサービス)

クラウドサービスは、クラウドサービス市場の成長及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴うワークフロー需要の拡大を背景として、W e bを活用したセミナー、無料トライアルの実施等により、新規導入企業数が順調に推移しました。その結果、当事業年度のクラウドサービス売上高は、7億39百万円(同23.1%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、2億13百万円であります。その主なものは、「A g i l e W o r k s」、「X-p o i n t C l o u d」等の製品機能強化を図ったことに伴うソフトウェア投資による増加1億99百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 会社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 12 期 (2019年3月期)	第 13 期 (2020年3月期)	第 14 期 (2021年3月期)	第 15 期(当期) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,448,491	1,623,295	1,924,441	2,113,504
経 常 利 益(千円)	489,516	588,288	790,953	908,521
当 期 純 利 益(千円)	312,077	412,442	535,522	604,330
1株当たり当期純利益(円)	45.54	55.26	71.67	80.83
総 資 産(千円)	3,159,285	3,498,324	4,041,820	4,590,404
純 資 産(千円)	2,362,395	2,678,104	3,078,945	3,542,229
1株当たり純資産(円)	317.40	358.43	412.08	471.66

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期(2022年3月期)の期首から適用しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
㈱ソフトクリエイティブ ホールディングス	854百万円	51.4%	役員を受入(2名)

(注) 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の属するIT業界は、政府による働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等への移行の加速により、ワークフローソフトウェアの需要の急激な拡大や、AI、IoT、ビッグデータ等のテクノロジーの著しい進歩など、IT業界を取り巻く環境は大きく変化しており、この環境変化に対して、より迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

そのため、当社が更なる成長を目指すためには、製品機能の強化及び新サービスの充実、販売体制の強化及び知名度の向上に加え、働き方改革の推進が課題となっております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

##### ① ソフトウェア製品機能の強化及び新サービスの充実

当社は、規模や業態等に合わせた幅広い企業ステージに対応した製品ラインナップを展開しております。その他にも、ユーザー目線に徹底したUI、ノンカスタマイズにより安価で短期導入できること、自社運用可能であること、豊富な他社システムとの連携が可能であること、顧客満足度の高い保守サービス体制の構築等により競争優位性を確保しておりますが、今後も継続的な成長と市場での優位性を高めるために、製品機能の強化及び新サービスの充実が不可欠であると認識しております。

そのため、時代の急激に変化する市場とテクノロジーの進歩、また、それに応じた利用者ニーズの変化に素早く対応できるための更なる製品機能の強化や新サービスを充実させ、顧客満足度を向上させるとともに競合他社との差別化を図ってまいります。

##### ② 販売体制の強化及び知名度の向上

当社は、売上の約90%を販売パートナー経由とする販売体制の下、ワークフローのパッケージソフト及びクラウドビジネスの拡大などにより成長を遂げております。

今後も更に市場拡大が見込まれる中で成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であると認識しております。

そのため、販売パートナーの新規開拓及び既存パートナーの深耕により、販売体制の強化を図ってまいります。また、販売パートナーが、より製品を販売し易くなるよう、主にWebを活用したセミナー等を通じて知名度の向上を図ってまいります。

### ③ 働き方改革の推進

昨今の政府による働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等をはじめとする働き方改革の推進がより一層拡大しております。

当社においても在宅勤務や時短勤務制度を導入する等、働き方改革を進め、様々な人材が活躍できる環境づくりに努めてまいりました。

今後においても働き方改革の推進に励み、働きやすい環境づくりに努めるとともに、運用の中で生じた課題について、ワークフローを通じた改善方法の情報発信等を行い、働き方改革の推進とワークフローの認知拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
ワークフロー事業	中小・中堅企業向けワークフロー「X-point」、大手・中堅企業向けワークフロー「AgileWorks」の開発及び販売、クラウドサービス「X-pointCloud」等の提供

### (6) 主要な拠点等（2022年3月31日現在）

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

### (7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名（4名）	6名増（-）	34.0歳	3.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 臨時従業員数（派遣社員、パートタイマー）は、（ ）内に当事業年度末人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 普通株式 19,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 普通株式 7,478,400株  |
| (3) 株主数        | 6,664名           |
| (4) 大株主（上位10名） |                  |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ソフトクリエイイト ホールディングス	3,840,000株	51.35%
S C S K 株 式 会 社	600,000株	8.02%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	450,761株	6.03%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	279,400株	3.74%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	254,500株	3.40%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	106,500株	1.42%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	77,205株	1.03%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MUNICIPAL EMPLOYEES' ANNUITY AND BENEFIT FUND OF CHICAGO	70,500株	0.94%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	70,335株	0.94%
平 田 利 衣	31,000株	0.41%

(注) 持株比率は自己株式（138株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2021年6月18日
新株予約権の数		30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり253,000円 (1株当たり2,530円)
権利行使期間		2023年6月19日から2028年6月18日まで
行使の条件		(注)
役員 保有 状況	取締役(社外取締役を除く)	・新株予約権の数 : 30個 ・目的となる株式数 : 3,000株 ・保有者数 : 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員に  
あることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は  
従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた  
場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。  
かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによ  
る。
- ③ その他権利行使の条件は、2021年6月18日開催の当社第14期定時株主総会決議及び取  
締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」  
に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第2回新株予約権
発行決議日	2021年6月18日
新株予約権の数	560個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり253,000円 (1株当たり2,530円)
権利行使期間	2023年6月19日から2028年6月18日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況 当社使用人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 530個</li> <li>・目的となる株式数 : 53,000株</li> <li>・交付対象者数 : 52名</li> </ul>

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、2021年6月18日開催の当社第14期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 4. 会社役員の様況

### (1) 取締役及び監査役の様況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
取締役会長	林 宗 治	株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役社長 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員 株式会社Y2S社外取締役 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役 2BC株式会社社外取締役
代表取締役社長	岡 本 康 広	—
取締役	佐 藤 淳	株式会社ソフトクリエイト監査役 株式会社ecbeing監査役 株式会社visumo監査役 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役 株式会社ソフトクリエイトホールディングス取締役常務執行役員
取締役	坂 田 純 孝	公認会計士坂田純孝事務所代表
取締役	薄 上 二 郎	青山学院大学経営学部教授 同大学院経営学研究科・戦略経営・知的財産権プログラム（SMIPRP）教授
常勤監査役	田 中 統	—
監査役	小 澤 幹 人	弁護士法人港国際法律事務所 弁護士 株式会社ネットスターズ社外監査役
監査役	湯 浅 奉 之	湯浅公認会計士事務所代表 株式会社ディンジョンコンサルティング代表取締役 KIYOラーニング株式会社社外監査役 ジャパンマシナリー株式会社社外監査役 株式会社トラストリッジ社外監査役

- (注) 1. 取締役坂田純孝氏及び取締役薄上二郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役小澤幹人氏及び監査役湯浅奉之氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役田中統氏及び監査役湯浅奉之氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役田中統氏は、長年にわたり当社の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングスで経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。  
 ・監査役湯浅奉之氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社補償が1,000千円に満たない場合等には填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び中長期的インセンティブにより構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、監督機能を担う社外取締役についても、その業務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

#### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### ハ. 中長期インセンティブ（非金銭報酬）の個人別の報酬額等の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、中長期的な業績と企

業価値向上及び株主との一層の価値共有を目的とし、株主総会において基本報酬とは別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストック・オプション（新株予約権）を付与し、個別の取締役役に付与するストック・オプション（新株予約権）の個数は、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額及びストック・オプションの個数については、取締役会決議に基づき代表取締役社長岡本康広が具体的な内容について委任を受けるものとし、非常勤役員を含む経営会議で決定しております。当該委任における代表取締役社長岡本康広の権限は、株主総会で決議された役員報酬の総額の枠及びストック・オプションの個数について、各取締役に対し適切に配分するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	
取 締 役 (うち社外取締役)	26,509 (1,800)	25,526 (1,800)	983 (-)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,080 (2,400)	9,080 (2,400)	- (-)	3 (2)
計 (うち社外役員)	35,589 (4,200)	34,606 (4,200)	983 (-)	7 (4)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
2. 基本報酬の額には、以下の内容が含まれております。  
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額2,976千円（うち監査役1名500千円）
3. ストックオプションの内容は、取締役（社外取締役を除く）1名に対するストックオプションであり、付与の概要は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「3. 新株予約権等の状況(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2007年5月1日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

### ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂田純孝氏は、公認会計士坂田純孝事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役薄上二郎氏は、青山学院大学教授及び同大学院経営学研究科・戦略経営・知的財産権プログラム（SMIPRP）教授であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小澤幹人氏は、弁護士法人港国際法律事務所弁護士及び株式会社ネットスターズ社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役湯浅奉之氏は、湯浅公認会計士事務所代表、株式会社ディンジョンコンサルティング代表取締役、KIYOラーニング株式会社社外監査役、ジャパンマシナリー株式会社社外監査役及び株式会社トラストリッジ社外監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	坂田純孝	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しております。 主に公認会計士として幅広い見識と高度な専門知識を活かし、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	薄上二郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しております。 主に教授として幅広い見識と高度な専門知識を活かし、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	小澤幹人	当事業年度において開催された取締役会12回及び監査役会14回の全てに出席しております。 主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	湯浅奉之	当事業年度において開催された取締役会12回及び監査役会14回の全てに出席しております。 主に公認会計士としての専門的見地を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要に応じ発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、次のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するためにコンプライアンスに係る規程（企業行動憲章、企業行動基準等）を、全社に周知・徹底する。
  - ・ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - ・ 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を整備する。
  - ・ 各部門の管理責任者をリスク管理活動にあたらせ、重要事項は速やかに報告させる体制を整備し、経営上の重要な事項が発生した場合には、直ちに取締役会において当該事項に関する報告、審議、決定を行うこととし、リスクを未然あるいは最小限に防ぐ。
  - ・ 法的な問題は、顧問契約先の弁護士事務所から必要に応じて助言と指導を受けられる環境を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - ・ 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ⑤ 当社並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社は、独立会社であり、内部統制システムの構築については、親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社は監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と協議のうえ、当該使用人を任命及び配置することができる。
  - ・ 監査役会より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
  - ・ 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役会に報告する。
  - ・ 取締役及び使用人は、監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
  - ・ 監査役会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の信頼性及び適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

### ① 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、管理部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主への利益配分を重要な経営課題として位置づけ、業績に応じた配当を継続的に行うため、中間・期末配当の年2回実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針を踏まえ、1株につき11.00円とさせていただきます。すでに、2021年9月30日を基準日として実施済みの中間配当金1株当たり11.00円とあわせまして、年間配当金は1株当たり22.00円となります。

内部留保金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術・研究開発体制を強化し、市場競争力を高めるための事業戦略の展開を図るために有効な投資をする所存であります。

---

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>4,052,320</b>	<b>流動負債</b>	<b>899,809</b>
現金及び預金	3,766,976	買掛金	31,284
売掛金	193,713	未払金	108,540
電子記録債権	54,339	未払費用	37,852
前払費用	36,906	未払法人税等	194,134
その他	383	預り金	2,314
<b>固定資産</b>	<b>538,084</b>	契約負債	478,846
<b>有形固定資産</b>	<b>67,399</b>	賞与引当金	46,837
建物附属設備	60,298	<b>固定負債</b>	<b>148,366</b>
工具、器具及び備品	7,100	退職給付引当金	61,123
<b>無形固定資産</b>	<b>331,341</b>	役員退職慰労引当金	19,735
ソフトウェア	331,341	資産除去債務	67,508
<b>投資その他の資産</b>	<b>139,343</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,048,175</b>
繰延税金資産	86,380	<b>純資産の部</b>	
その他	52,963	<b>株主資本</b>	<b>3,527,229</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,590,404</b>	資本金	621,286
		資本剰余金	621,286
		資本準備金	621,286
		利益剰余金	2,284,956
		その他利益剰余金	2,284,956
		繰越利益剰余金	2,284,956
		自己株式	△298
		新株予約権	15,000
		<b>純資産合計</b>	<b>3,542,229</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,590,404</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,113,504
売 上 原 価		501,006
売 上 総 利 益		1,612,498
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		704,801
営 業 利 益		907,697
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33	
そ の 他	790	823
経 常 利 益		908,521
税 引 前 当 期 純 利 益		908,521
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	309,255	
法 人 税 等 調 整 額	△5,064	304,190
当 期 純 利 益		604,330

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新株予約権	純資産合計
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本金	資本準備金	資本剰余金	資本剰余金	その の 剰 余 金	他 の 剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金		
当 期 首 残 高	620,824	620,824	620,824	620,824	1,837,596	1,837,596	△298	3,078,945	—	3,078,945
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
新株の発行 (新株予約 権の行使)	462	462	462					924		924
剰余金の配当					△156,970	△156,970		△156,970		△156,970
当期純利益					604,330	604,330		604,330		604,330
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)									15,000	15,000
事業年度中 の変動額合計	462	462	462	447,359	447,359	—	448,283	15,000		463,283
当 期 末 残 高	621,286	621,286	621,286	2,284,956	2,284,956	△298	3,527,229	15,000	3,542,229	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

主として、定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
工具、器具及び備品	3～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しており、また、販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額を一時の費用又は損失として計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年内）に基づく定額法によっております。

### 2 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 3 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(パッケージソフト)

パッケージソフトにおけるライセンスの販売による収益は、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動や、ライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、使用権として一時点（ライセンス供与時）で収益を認識しております。

ソフトウェアライセンスをサポートサービスと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、サポートサービスにかかる収益はサービスの提供に応じて一定期間にわたり認識しております。ソフトウェアサービスが提供されない限り当該ソフトウェアライセンスの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェアライセンスにかかる収益はサポートサービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

(クラウドサービス)

ソフトウェアライセンスがクラウドサービス上で提供される場合には、通常ライセンスに関する使用権とサポートサービス等が一体となって顧客に提供されるため、それらを単一の履行義務として、クラウドサービスに応じて一定の期間にわたり、収益を認識しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

##### 2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。



## (会計上の見積りに関する注記)

市場販売目的のソフトウェアの評価

1 当年度の計算書類に計上した金額	
市場販売目的のソフトウェアの減価償却費	166,467千円
市場販売目的のソフトウェア	318,138千円

### 2 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ① 算出方法

市場販売目的のソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また各年度の未償却残高が、翌期以降の見込販売収益の額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用又は損失として処理しております。

当年度においては、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を下回っているため、一時の費用又は損失の計上はしておりません。

見込販売収益の額は翌年度の会社の予算とその後の市場成長率を基礎として見積っております。当該見込販売収益は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響も含め、業界全体にわたる経営環境の変化等を考慮し見直しを行っております。

#### ② 主要な仮定

見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は業界の長期平均成長率、過去の販売成長率の実績及び新型コロナウイルス等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。

#### ③ 翌年度の計算書類に与える影響

ワークフロー市場のソフトウェア製品は、技術革新のスピードが早く、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いで生じており、陳腐化リスクがあります。

上記のとおり、主要な仮定である売上高成長率は市場環境の変化に影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、ワークフロー製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、翌年度のソフトウェアの償却費に重要な影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 107,427千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,471,800株	6,600株	一株	7,478,400株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使6,600株による増加分であります。

### 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	138株	一株	一株	138株

### 3 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年4月22日 取締役会	普通株式	74,717	10.00	2021年3月31日	2021年6月4日
2021年10月21日 取締役会	普通株式	82,254	11.00	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年4月21日 取締役会	普通株式	82,260	11.00	2022年3月31日	2022年6月2日

#### 4 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	9,000株
新株予約権の残高	15個

(注) 2016年10月1日付株式分割(1株につき200株の割合)及び2017年12月17日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	14,341千円
未払事業税	10,397千円
減価償却の償却超過額	16,372千円
資産除去債務	20,670千円
退職給付引当金	18,715千円
役員退職慰労引当金	6,042千円
その他	7,267千円
繰延税金資産小計	93,808千円
繰延税金資産合計	93,808千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	7,428千円
繰延税金負債合計	7,428千円
繰延税金資産の純額	86,380千円

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、主に短期的な預金や高格付の債券等、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、運転資金、設備資金及び業務・資本提携に伴う所要資金等で、手元資金を上回る資金ニーズが生じた場合、用途、金額、期間、コスト等を総合的に勘案して、調達方法(銀行借入(短期・長期)、社債発行、公募増資)を決定する方針であります。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制  
 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部門及び経理部門により行われ、また、内部監査室による運用状況の監査が実施されております。なお、営業債権は、そのほとんどが3カ月以内の入金期日であります。  
 有価証券及び投資有価証券は、保有しておりません。  
 営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。当社では、経理部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
 該当事項はありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	193,713	193,713	—

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。  
 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価  
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価  
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
 該当事項はありません。
- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	193,713	—	193,713

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金

売掛金は一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。  
 ただし、売掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額により記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ 会 社	㈱ソフトクリエイト	—	販売取引 業務委託取引 物品の購入	販売取引	160,812	売掛金	15,374
				業務委託取引	9,235	前払費用	2,701
				物品の購入	6,505	未払金	7,090
						契約負債	42,797
	㈱エートウジェイ	—	販売取引 業務委託取引	販売取引	576	売掛金	52
				業務委託取引	9,215	未収入金	200
	㈱ v i s u m o	—	販売取引 業務委託取引	販売取引	255	未払金	2,535
				業務委託取引	250	売掛金	24
エクスジェン・ ネットワークス㈱	—	業務委託取引	業務委託取引	20,000	—	—	

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社への販売、購入取引については、市場価格等を勘案して、協議の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ワークフロー事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報はサービス区分別に分解しております。

サービス区分別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	パッケージソフト	クラウドサービス	合計
一時点で移転される財	540,316	3,315	543,632
一定の期間にわたり移転される財	833,342	736,529	1,569,872
顧客との契約から生じる収益	1,373,659	739,845	2,113,504
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,373,659	739,845	2,113,504

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係及び当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度
契約負債（期首残高）	412,519千円
契約負債（期末残高）	478,846

契約負債は主に、パッケージソフトのサポートサービス及びクラウドサービスにおける顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、409,798千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	471円66銭
2	1株当たり当期純利益	80円83銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社エイトレッド  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	祥	且
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	克	子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイトレッドの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社エイトレッド 監査役会

常勤監査役 田 中 統 ㊟

社外監査役 小 澤 幹 人 ㊟

社外監査役 湯 浅 奉 之 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる定めを定款に定めることが義務付けられることから変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第7章 附 則</u>  <u>1. 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、定款第21条の規定により、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	はやし 林 宗 治 (1974年8月23日生)	2000年6月 株式会社ソフトクリエイト(現株式会社ソフトクリエイトホールディングス)取締役 2003年6月 同社常務取締役 2005年5月 同社専務取締役 2006年5月 同社代表取締役専務兼COO兼ネットワーク事業部長兼第一営業事業部長 2006年10月 同社代表取締役社長兼COO 2007年1月 同社代表取締役社長兼COO兼X-p o i n t 事業部長 2007年4月 当社代表取締役社長 2008年5月 株式会社ソフトクリエイト(現株式会社ソフトクリエイトホールディングス)代表取締役社長 2012年4月 同社代表取締役社長兼S Iカンパニー代表 2012年6月 同社代表取締役社長執行役員兼S Iカンパニー代表 2012年10月 同社代表取締役社長執行役員 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員(現任) 2013年5月 株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役社長(現任) 2015年8月 当社取締役会長(現任) 2017年11月 株式会社Y2S取締役(現任) 2018年10月 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役(現任) 2020年3月 2BC株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役社長 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員 株式会社Y2S取締役 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役 2BC株式会社社外取締役	なし
(取締役候補者とした理由) 林宗治氏は、当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから、取締役候補者とするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	お お か も と や す ひ ろ 岡 本 康 広 (1971年8月7日生)	1990年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式 会社(現株式会社日立ソリューションズ) 入社 1993年4月 ジャパンメディアシステム株式会社入社 1994年4月 株式会社ソフトクリエイト(現株式会社ソ フトクリエイトホールディングス)入社 1999年7月 富士ソフトABC株式会社(現富士ソフト株 式会社)入社 2002年12月 株式会社ソフトクリエイト(現株式会社ソ フトクリエイトホールディングス)入社 2013年9月 株式会社DMM.com(現合同会社DMM.com)入 社 2017年1月 株式会社ソフトクリエイト入社 2018年4月 株式会社エートウジエイ代表取締役副社 長 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	なし
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>岡本康広氏は、当社の代表取締役社長として経験・実績・見識を有しており、リーダーシッ プを発揮して経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断したことか ら、取締役候補者とするものであります。</p>			
3	さ とう じゅん 佐 藤 淳 (1974年3月11日生)	1998年2月 株式会社ソフトクリエイト(現株式会社ソ フトクリエイトホールディングス)入社 2007年1月 同社経営管理部長 2009年1月 同社執行役員経営管理部長兼情報開示担 当 2012年10月 株式会社ソフトクリエイト監査役 2014年4月 株式会社ソフトクリエイトホールディン グス上席執行役員 経営管理部長兼情報開示担当 2015年6月 当社取締役CFO管理部長 2017年4月 当社専務取締役CFO管理本部長 2019年4月 当社専務取締役CFO管理部長 2019年4月 株式会社visumo監査役(現任) 2019年6月 株式会社ソフトクリエイト監査役(現任) 2019年6月 株式会社ecbeing監査役(現任) 2020年12月 エクスジェン・ネットワークス株式会社 取締役(現任) 2021年6月 株式会社ソフトクリエイトホールディン グス取締役常務執行役員(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ソフトクリエイト監査役 株式会社ecbeing監査役 株式会社visumo監査役 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役 株式会社ソフトクリエイトホールディングス取締役常務 執行役員	15,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐藤淳氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に財務及び会計に関する豊富な経験と 見識等を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断したこ とから、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	さかた じゅんたか 坂田 純孝 (1956年6月22日生)	1983年10月 日新監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1996年12月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 社員 (現パートナー) 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員(現シニアパートナー) 2017年7月 公認会計士坂田純孝事務所代表 (現任) 2018年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士坂田純孝事務所代表	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 坂田純孝氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、監査法人の立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、社外取締役候補者とするものであります。			
5	うす かに じ ろう 薄上 二郎 (1957年6月20日生)	2006年4月 大分大学経済学部経営システム学科教授 2011年4月 青山学院大学経営学部教授 (現任) 同大学経営学科研究科・戦略経営・知的財産権プログラム (SMIPRP) 教授 (現任) 2012年4月 日本大学経済学部兼任講師 2014年4月 青山学院大学大学院戦略経営・知的財産権プログラム・プログラムディレクター (現任) 2014年9月 放送大学渋谷学習センター兼任講師 2018年6月 当社社外取締役 (2019年6月退任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任)	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 薄上二郎氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、青山学院大学における教授としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、社外取締役候補者とするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者林宗治氏は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスの代表取締役社長、株式会社ソフトクリエイトの代表取締役社長執行役員、株式会社Y2Sの取締役及びエクスジェン・ネットワークス株式会社の取締役を兼務しております。株式会社ソフトクリエイトホールディングスは、当社の親会社であり、同社は当社の製品を導入しております。また、株式会社ソフトクリエイトは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの100%子会社であり、当社から同社への販売取引、同社から当社への業務委託取引があります。エクスジェン・ネットワークス株式会社は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスの50%子会社であり、当社から同社への業務委託取引があります。
2. 取締役候補者佐藤淳氏は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスの取締役常務執行役員、株式会社ソフトクリエイトの監査役、株式会社ebeing、株式会社visumoの監査役及びエクスジェン・ネットワークス株式会社の取締役を兼務しております。株式会社ソフトクリエイトホールディングスは、当社の親会社であり、同社は当社の製品を導入しております。また、株式会社ソフトクリエイトは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの100%子会社であり、当社から同社への販売取引、同社から当社への業務委託取引があります。株式会社visumoは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの95%子会社であり、当社から同社への販売取引があります。エクスジェン・ネットワークス株式会社は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスの50%子会社であり、当社から同社への業務委託取引があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 坂田純孝氏及び薄上二郎氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、坂田純孝氏及び薄上二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、坂田純孝氏及び薄上二郎氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏が再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
8. 坂田純孝氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
9. 薄上二郎氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって3年となります。

<ご参考>取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の専門性と経験は次のとおりであります。

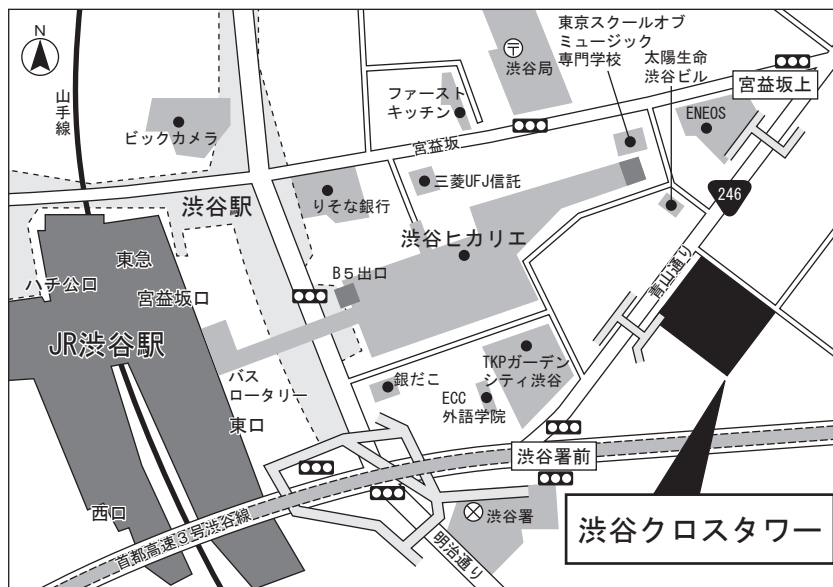
役員	社外	企業経営	IT・デジタル	マーケティング・営業	会計・財務	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	サステイナビリティ
林 宗治		●	●					●
岡本 康広		●	●	●				
佐藤 淳					●	●	●	
坂田 純孝	●				●		●	
薄上 二郎	●	●						●

(注) 各人の有するスキル等のうち主に該当する最大3つに●を付けております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区渋谷2丁目15番地1号  
渋谷クロスタワー1F  
株式会社エイトレッド 本社内



### 〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩4分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
B5出口より徒歩4分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
渋谷ヒカリエ方面連結通路より徒歩4分
- 京王井の頭線「渋谷」駅  
中央口より徒歩7分